

○宇都宮大学データサイエンスセンターコラボレーションルーム利用要項

(令和7年10月10日)

改正 令和8年5月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、宇都宮大学データサイエンスセンター規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、宇都宮大学データサイエンスセンターコラボレーションルーム（以下「コラボレーションルーム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 コラボレーションルームは、規程第2条に規定する目的を達成するために利用するものとする。

(利用者の範囲)

第3条 コラボレーションルームを利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) 民間等共同研究員（国立大学法人宇都宮大学における民間機関等との共同研究取扱規程第2条第2項に規定する研究員をいう。）
- (3) 本学の教職員等が設立者となったベンチャー企業等
- (4) 本学学生が設立者となったベンチャー企業等
- (5) 本学と連携協定を締結している自治体及び企業等
- (6) その他センター長が特に必要と認めた者

2 前項各号の利用者が打合せ等のために呼び寄せた者（以下「ゲスト」という。）に関する事項は次の各号の一のとおりとする。

- (1) 入室に際して所定の手続きを行わなければならない。
- (2) 必ず前項各号の者が同伴するものとし、コラボレーションルーム内におけるゲストの行為等の責任を負うものとする。

(利用方法)

第4条 コラボレーションルームを利用しようとする者は、コラボレーションルーム利用申請書（別紙様式1）（以下「利用申請書」という。）をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用許可)

第5条 センター長は、前条の申請があったときは、利用の可否を決定する。

2 センター長は、コラボレーションルームの利用を許可したときは、コラボレーションルーム利用許可書（別紙様式2）を交付する。

(利用料金)

第6条 コラボレーションルームの利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、建物利用料を利用年度内に遅滞なく払うものとする。

2 建物利用料は、別表第1の建物利用基本料金表をもとに、センター長が決定する。

3 ゲストからは利用料を徴収しない。

4 一旦納付された建物利用料は、いかなる理由があっても返還しない。

(利用日)

第7条 コラボレーションルームは、次の各号に掲げる日を除き、利用することができる。ただし、学長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (2) その他学長が定める日

(利用時間)

第8条 コラボレーションルームの利用時間は7時から22時までとする。

(利用期間)

第9条 コラボレーションルームの利用を許可する期間は、単年度を限度とする(利用開始日によらず、当該年度の3月末日までとする。)。ただし、センター長は延長を認めることができる。

2 利用者が、第3条第1項各号で規定する身分を喪失した場合、センター長はその利用者の利用許可を停止するものとする。

(利用期間及び目的の変更)

第10条 利用者が、利用期間の変更又は利用目的の変更を希望する場合は、第4条及び第5条で定める手続きを準用し、改めてセンター長の許可を受けなければならない。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、コラボレーションルームの利用に関して安全確保に努めなければならない。

2 利用者は、その責に帰すべき事由により、コラボレーションルーム等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

3 利用者の禁止行為は、次の各号の一のとおりとする。

- (1) 騒音の発生
- (2) 飲酒・喫煙
- (3) 学習活動等とは関係のない勧誘活動(掲示によるものを含む。)
- (4) 物品の販売
- (5) 火気の使用
- (6) 掲示物等を貼付又は設置
- (7) 特定の政治団体や宗教のための活動
- (8) 第三者への貸し出し
- (9) 法令又は本学諸規定に違反する行為
- (10) 利用申請書に記載した内容と著しく相違する内容の活動
- (11) その他、センターの運営又は学習活動等の妨げとなる行為

(利用の取消等)

第12条 センター長は、利用者がこの要項に違反又はセンターの運営に支障をきたしたと認めたとき、利用許可の取り消しができる。なお、センター長がそれらのおそれがあると認めたときは、センター長は、利用を停止させたい場合、利用者に対し立ち入り検査を実施することができる。

(原状回復)

第13条 利用者は、コラボレーションルームの利用期間が終了したとき又は前条の規定により利用許可を取り消されたときは、原則として貸与時の原状に復して返却するものとする。

(経費の負担)

第14条 明け渡し時の移転費用及び改修費用は、原則として利用者が負担するものとする。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、コラボレーションルームの利用に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年11月1日から実施する。

附 則(令和8年5月1日)
この要項は、令和8年5月1日から実施する。

別表第1(第6条関係)
建物利用基本料金表(第6条関係)

室番号	部屋面積	建物利用基本料金表年額 (税抜)
コラボレーションルーム1	19.5m ²	1,309,620円
コラボレーションルーム2	19.5m ²	1,309,620円
コラボレーションルーム3	19.5m ²	1,309,620円
コラボレーションルーム4	19.5m ²	1,309,620円
コラボレーションルーム5	19.5m ²	1,309,620円
コラボレーションルーム6	19.5m ²	1,309,620円
コラボレーションルーム7	19.5m ²	1,309,620円
コラボレーションルーム8	19.5m ²	1,309,620円
コラボレーションルーム9	19.5m ²	1,309,620円

様式1(第4条関係)
コラボレーションルーム利用申請書
[別紙参照]

様式2(第5条関係)
コラボレーションルーム利用許可書
[別紙参照]